

1. 趣 旨

公益財団法人安田奨学財団(以下本財団という。)は、学業優秀である私費による外国人留学生のうち法学・経済学・経営学 及び商学の分野の学部に学ぶ大学生に対して、奨学金を給与することにより、有為な人材を育成することを目的とします。

2. 特 徵

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- 1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- 2) 奨学生の卒業後の就職、帰国その他一切については、本人の自由とします。
- 3)他の奨学金との併給は、原則として認めません。 (但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。)

3. 奨学生の応募資格

1) 法学・経済学・経営学及び商学の分野の学部に学ぶ新2年生

4. 採用人員

新2年生 13名

5. 給与金額と方法

- 1) 給与金額 月額10万円 (年額120万円)
- 2)給与の期間3年間(最長)
- 3) 給与の方法

奨学金は原則として、7月、10月、1月及び4月に各3か月分をまとめて直接本人に給与します。 (本人名義の銀行等の貯金口座に入金します。)

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- 1) 退学したとき。
- 2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- 3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- 4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- 5) 奨学生の学業成績又は性行*1が不良となったとき。
- 6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- 7) 奨学生として適当でない事実*2があったとき。
- 8) 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- 9) その他奨学生としての資格を失ったとき。
- 10) 留学等、日本国外に長期にわたって在住することになったとき。
- *1 性行が不良となったときとは、出席状況が不芳となったときを含みます。 出席状況が不芳の場合は、支給金額減額又は支給停止となることがあります。
- *2 適当でない事実とは、法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為をさします。



7. 奨学生の義務

- 1) 奨学生は5月に前年度の成績証明書(1年生を除く)を、11月に生活状況報告書(別途所定用紙送付)を理事長宛に 提出しなければなりません。
- 2) 大学のご担当の方には、お手数ですが毎月本人に財団所定の出席確認表に署名をさせ、支給月(7月、10月、1月 及び4月)の10日までに財団事務局宛にファックス送信をお願いいたします。
- 3) 本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅滞なく提出しなければなりません。
- 4) 本財団の行事が催される場合は、出席の義務があります。

8. 手 続

- 1)提出書類
 - ①奨学生申込書(本財団所定用紙)
 - ②作文

「来日してから一番有意義だった体験」、「これまでの人生で一番悔しかった体験」を題名とした作文(本財団所定用紙)

- ③応募者アンケート (本財団所定用紙)
- ④大学の推薦書(本財団所定用紙)
- ⑤ご担当者様 連絡先確認書 (本財団所定用紙)
- ※①~③は、学生本人が自筆で記入してください。
- 2) 提出方法

大学が本人より奨学生願書の提出を受けて、大学(又は学部)から本財団に推薦書と一緒に郵送して下さい。

3)提出期限

平成30年(2018年)1月19日(金)17時必着

(※提出期限を過ぎた場合、いかなる理由でも受付できませんのでご了承下さい。)

4)提出先

〒153-0042 東京都目黒区青葉台2-19-10

公益財団法人安田奨学財団 事務局

9. 選考および決定

1) 応募締め切り後、2018年2月末頃に面接を実施する予定です。

(上記の面接予定日は変更となる場合がございます。あらかじめご了承下さい。)

面接日時は大学を通じてご連絡致します。

応募人数によって、面接前に書類選考をして決定することもあります。

- 2) 奨学生の決定は、本財団の選考委員会を経て理事長が行い、その結果を3月末日までに大学に通知します。
- 3) 選考の経過及び判定の理由は公表致しません。

※次頁の「募集に関するよくある質問 Q&A」をご覧下さい。

財団からのお願い

推薦は、各学部2名に限らせていただきます。従いまして、受給資格を満たす複数の希望留学生がある場合は、学部において2名 に絞込みをお願いいたします。

採用人数に限りがあり、ご期待に添えない場合もありますがご容赦願います。

【問い合わせ先】

公益財団法人安田奨学財団 事務局

TEL: 03-5725-7300

FAX : 03-5725-7278

〒153-0042 東京都目黒区青葉台 2-19-10



10. 募集に関するよくある質問 Q&A (一般枠)

【応募資格等について】

- Q1. 新2年生とは?
- A. 平成30年(2018年)4月に、新2年生となる学生です。
- Q2. 大学院生は対象ですか?
 - A. 院生は対象外です。学部生の新2年生が対象です。
- Q3. 日本に定住している外国人は対象になりますか?
 - A. 私費による外国人留学生が対象ですので、定住者は認められません。
- Q4. 兵役に行っていた (現在、行っている) が、応募してもいいですか?
 - A. 来年の4月に新2年生になる学生であればご応募いただけます。
- Q5. 10月入学の学生は対象でしょうか?
 - A. 平成30年(2018年)4月に入学(新2年生になる)の学生が対象です。

【提出書類について】

- Q6. 提出書類の「作文」は、2枚以上になっても構いませんか?
 - A. 構いません。2枚以上になる際は、送付した用紙をコピーしてご記入下さい。
- Q7. 推薦書の下部にある、「大学名・学部名」は、どのように記載すればいいのですか?
 - A. ご推薦者(学長、学部長、ご担当者様など)の大学名・所属・氏名をご記入下さい。
- Q8.「奨学生申込書」の下部に、学生の学年を記載する箇所がありますが、ここは現在の学部(1年)を記載すればいいですか?
 - A. はい。現在の学年を記載していただいて構いません。 (但し、2018年4月に2年生に進級することが前提です)
- Q9. 提出書類は英語で記入して提出してもいいですか?
 - A. 学生本人の自筆で、日本語で記入しご提出下さい。 (日本語のみの受付となります)

【その他】

- Q10. 選考結果(合·否)は、いつ頃分かりますか?
 - A. 平成30年(2018年)3月31日までに、大学ご担当者様宛に郵送にて通知致します。 ※当財団から学生へ個別の通知は致しませんので、ご担当者様からのご連絡をお願いします。 ※電話等によるご担当者様または学生からの合否についての問い合わせは回答致しかねます。
- Q11. 留学した場合は、支給はどうなりますか?
 - A. 留学等で不在の期間は、「休止」となり、帰国後に「再開」となります。

【面接について】

- Q12. 面接は、いつ頃になりそうですか?
 - A. 平成30年(2018年)2月末頃を予定しています。 ※応募人数等により変更となる場合がありますのであらかじめご了承下さい。
- Q13. 指定された面接日に予定があり、どうしても行くことができません。その場合は別日に変更してもらえますか?
 - A. 申し訳ありませんが、別日に変更することはできません。指定した面接日にお越し頂けない場合は残念ですが、 「辞退」とさせていただきます。
- Q14. 面接の交通費は、もらえますか?
 - A. はい、自宅から面接会場(当財団)までの交通費を支給致します。
- Q15. 交通費の領収書の提出は必要ですか?
 - A. 不要です。面接日時のご連絡と一緒に「交通費申請書」を同送致しますので、そちらの提出のみで結構です。